

第22回成田市農業委員会総会議事録

令和4年4月11日

成田市農業委員会

1. 開催日時 令和4年4月11日(月)
午後1時30分から午後2時50分

2. 開催場所 市役所6階 中会議室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 19名

議長 檜垣金一

1番 諏訪恵昨 10番 石井孝和

2番 山倉正義 11番 泉水厚子

3番 矢崎光二 12番 藤崎茂雄

4番 大竹卓 13番 森川光江

5番 湯浅恵介 14番 小川繁

6番 諏訪和恵 15番 秋山皓一

7番 木村知子 16番 石原満

8番 北崎悦夫 17番 菅澤茂

9番 秋間伸一 18番 藤崎明

5. 欠席委員 なし

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 令和4年度第2次農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 和解の仲介結果について

報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第5号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長	井上裕二
農地係長	鎌形清人
主査	小川知幸
主査	宮内孝史

8. 傍聴人

なし

○議長 ただ今の出席委員は、19名です。

定足数に達しておりますので、ただ今から第22回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、3月の総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により議長において、6番 諏訪委員、8番 北崎委員の両名を指名いたします。また、書記に鎌形農地係長を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 令和4年度第2次農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 和解の仲介結果について

報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第5号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案4件、報告5件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集3ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

全体で9件の申請がございました。

① 売買でございます。7件の申請がございました。

1番、香取郡多古町にお住まいの譲受人が、大栄十余三にお住まいの譲渡人が所有する、大栄十余三の畑1筆、1,557平方メートルを売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「農業経営の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「農業経営の縮小」というものでございまして、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、松崎にお住まいの譲受人が、神奈川県横浜市にお住まいの譲渡人が所有する、松崎の田1筆、975平方メートルを売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため、自宅から近く耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「遠隔地に居住しており、後継者もいないため申請地を譲渡したい」というものでございまして、総会資料2ページに案内図がございます。

議案集4ページでございます。

3番、十余三にお住まいの譲受人が、長田にお住まいの譲渡人が所有する、十余三の畑1筆、2,975平方メートルを売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「農業経営の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢により耕作できないため」というものでございまして、総会資料3ページに案内図がございます。

続きまして4番、譲受人である佐倉市の法人が、譲渡人である千葉市中央区に事務所を構える相続財産管理人が管理する、江弁須の田1筆、2,648平方メートルを売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「農業経営の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相続財産管理人として申請地を管理しているが、農業従事者ではないため申請地を譲渡したい」というもので、総会資料4ページに案内図がございます。

続きまして、議案集5ページをお開きください。

5番、三里塚御料にお住まいの譲受人が、吉岡にお住まいの譲渡人が所有する、川上の畑1筆、5,088平方メートルを売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「空港用地に売却した農地の代替地として取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相続により取得したが耕作できないため」というものでございまして、総会資料5ページに案内図がございます。

6番、香取郡多古町にお住まいの譲受人が、吉岡にお住まいの譲渡人が所有する、川上の畑1筆、5,088平方メートルを売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「空港用地に売却した農地の代替地として取得したい」というものでございまして、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相続により取得したが耕作できないため」というもので、総会資料6ページに案内図がございます。

7番、山武郡芝山町にお住まいの譲受人が、東ノ台にお住まいの譲渡人が所有する、官林の畑1筆、5,725平方メートルを売買により取得したいという申請ござい

ます。譲受人の事由は、「農業経営の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で後継者がいないため」というものでございまして、総会資料7ページに案内図がございまして、

続きまして、議案集6ページでございまして、

② 賃借権の設定でございまして、2件の申請があり、2件とも、4月6日に開催されました第三小委員会において新規就農に係る面接を行った案件でございまして、

1番、印西市にお住まいの賃借人が、官林にお住まいの賃貸人が所有する官林の畑2筆、合計15,052平方メートルに、賃借権を設定したいという申請でございまして、賃借人の事由は、「新規就農により甘藷を栽培したい」というものでございまして、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。賃貸人の事由は、「後継者がいないため」というもので、総会資料8ページに案内図がございまして、

2番、西三里塚にお住まいの賃借人が、十余三にお住まいの賃貸人が所有する、十余三の畑3筆、合計7,104平方メートルに賃借権を設定したいという申請でございまして、賃借人の事由は、「新規に農業経営を開始するため、賃借権により権利を設定する」というものでございまして、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。賃貸人の事由は、「高齢により耕作できないため」というものでございまして、総会資料9ページに案内図がございまして、

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 それでは、農地法第3条①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 それでは、議案集3ページ、総会資料1ページをご覧ください。3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、畑1筆を取得し、馬鈴薯及びにんにくを作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集

団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条①売買の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、田1筆を取得し、水稻を栽培したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番は、畑1筆を取得し、甘藷及び落花生を作付したいという計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条①売買の4番につきましては、法人による農地の売買でございますが、法人形態は株式会社、事業要件は必須条件の農業について、農産物の生産と販売が定款及び登記事項証明書に目的欄に記載されております。構成員要件の構成員は

5名であり、議決権要件については、構成員である役員3名が法人の農業の常時従事者であるため、議決権の割合は50.03%となり、総数の過半を満たしております。

また、業務執行権要件は、構成員5名中3名が法人の農業に常時従事しております。このことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の4番は、登記地目田、現況畑1筆を取得し、ネギを作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の4番については、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして3条①売買の5番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の5番は、畑1筆を取得し、甘藷を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして3条①売買の6番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日

数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の6番は、畑1筆を取得し、甘藷を作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断いたしました。

以上のことから売買の6番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして3条①売買の7番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の7番は、畑1筆を取得し、人参及び馬鈴薯を作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断いたしました。

以上のことから売買の7番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

以上でございます。

○議長 続きまして、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 去る4月6日、午後1時から、市役所中会議室におきまして、第3小委員会を開催いたしました。委員6名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

議案第1号、農地法第3条 ①売買の1番につきましては、申請地は、大栄十余三区構造改善センターの南東、市道新堀1号線の北側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上です。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。

本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。

次に、①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の2番につきましては、申請地は、松崎保育園の南西、市道八代4号線の西側に隣接する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上です。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。

次に、①売買の3番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の3番につきましては、申請地は、十余三駐在所の南西、市道十余三駒井野線を西に入った農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上です。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の3番は可決されました。
次に、①売買の4番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の4番につきましては、申請地は、赤坂消防署公津分署の北、市道江弁須珍重線の南側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上です。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の4番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の4番を採決いたします。
本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の4番は可決されました。
次に、①売買の5番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の5番につきましては、申請地は、卸売市場の東、市道川上新田線を南に入った農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上です。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の5番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の5番を採決いたします。
本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の5番は可決されました。
次に、①売買の6番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の6番につきましては、申請地は、卸売市場の東、市道川上新田線を南に入った農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上です。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の6番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の6番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の6番は可決されました。

次に、①売買の7番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の7番につきましては、申請地は、官林公民館の西、市道官林前林線を北に入った農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上です。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の7番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の7番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の7番は可決されました。

続きまして、②賃借権の設定について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 それでは、議案集6ページ、案内図、公図の8ページをご覧ください。

3条②賃借権の設定の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日

数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、賃借権の設定の1番は、畑2筆を取得し、甘藷を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから賃借権の設定の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、賃借人は新規就農者のため、認定農業者ではありません。

続きまして、3条②賃借権の設定の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、賃借権の設定の2番は、畑3筆を取得し、苺及び梨を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから賃借権の設定の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、賃借人は新規就農者のため、認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 次に、②賃借権の設定の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ②賃借権の設定の1番につきましては、新規就農のため、第3小委員会において面接を行った案件でございます。

申請地は、官林公民館の北西、市道官林長久保線を西に入った農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上です。

- 議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②賃借権の設定の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。
- 山倉委員 この方は新規就農という事ですけども、無農薬でやるんですか。
- 宮内主査 生産経費の中で農薬等も含まれているので、無農薬ではないです。甘藷の作付けという計画になっております。
- 山倉委員 農業従事者が1人ですけども、1人でサツマイモ1町5反やるのは大変だと思いますが、設備投資、新規就農ということで、トラクターとかその他もろもろ、芋洗い機、つる刈り機などあると思うんですけども、手持ちの機械はどのくらい持っておられるんですか。
- 宮内主査 新規就農の面接の際に確認しましたところ、機械につきましては、地元の方がアドバイスをし、完全な新規就農で農業に携わるという事ですので、地元の方から学んで借りてやるということになっております。また議案の方では世帯員1名となっておりますが、実質的には複数の耕作者がいるとの事です。
- 議長 その他、質疑等ありませんか。
- 大竹委員 お住まいが印西市という事ですが、通われるのでしょうか。
- 宮内主査 今はこの方は勤め人でありまして、会社が前林にあるという事でございまして、その仕事と一緒にやっていく形と伺っております。また農機具等につきましては官林の地元の方々が各々で管理及び保管をする事になります。
- 議長 その他、質疑等ありませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 質疑なしの声がございましたので、②賃借権の設定の1番を採決いたします。
本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手全員)
- 議長 挙手全員でございます。よって、②賃借権の設定の1番は可決されました。
続きまして、②賃借権の設定の2番について小委員長より小委員会報告をお願いします。
(矢崎 小委員長の挙手あり)
- 議長 矢崎 小委員長
- 小委員長 議案第1号、農地法第3条 ②賃借権の設定の2番につきましては、申請地は、十余三防音集会所の南東、市道十余三新田線の東側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。
審査の結果、異議はございませんでした。以上です。

○議長 ただ今の報告につきまして、②賃借権の設定の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の2番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②賃借権の設定の2番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、藤崎明 委員は議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(藤崎委員 退室)

○議長 それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集7ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。5件の申請がございました。①売買でございます。3件の申請がございました。

1番、所にお住まいの譲受人が、松子にお住まいの譲渡人が所有する松子の田1筆、372平方メートルを、売買により取得し、専用住宅用地として、転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料10ページに案内図、11ページに公図の写しがございます。

2番、東町にお住まいの譲受人が、宝田にお住まいの譲渡人が所有する宝田の田2筆及び畑1筆、合計449平方メートルを、売買により取得し、資材置場用地として、転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料12ページに案内図、13ページに公図の写しがございます。

3番、印旛郡酒々井町にお住まいの譲受人が、山武郡芝山町にお住まいの譲渡人が所有する宗吾三丁目の畑1筆、254平方メートルを、売買により取得し、専用住宅用地として、転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料14ページに案内図、15ページに公図の写しがございます。

続きまして、議案集8ページをお開き願います。②使用貸借権の設定でございます。1件の申請がございました。

1番、名木にお住まいの借受人が、名木にお住まいの貸付人が所有する名木の田1筆、420平方メートルの内0.03平方メートルを借り受け、営農型太陽光発電施設として、令和7年5月14日まで一時転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料16ページに案内図、17ページに公図の写しがございます。

続きまして、③賃借権の設定でございます。1件の申請がございました。

1番、賃借人である台方の法人が、台方にお住まいの賃貸人が所有する台方の畑1筆、879平方メートルの内270平方メートルを借り受け、駐車場用地として、転用したいという申請でございます。総会資料18ページに案内図、19ページに公図の写しがございます。

以上で議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、農地法第5条①売買の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 それでは、議案集の7ページ、総会資料の10ページをご覧ください。

5条①売買の1番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地で、都市計画法に規定する用途地域が定められていることから第3種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅用地です。

資力及び信用については、融資見込み証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和4年6月30日着手、令和4年8月31日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、道路法につきましては、道路工事施行承認申請書が近日中に提出される予定です。

計画面積の妥当性については、372平方メートルの敷地に、建築面積約97平方メートルの専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地なので、宅地内に雨水マスを設置し、オーバーフロー分を道路側溝へ放流する計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の1番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条 ①売買の1番につきましては、申請地は、学校給食センター大栄分所の北東、市道伊能松子線の北側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上です。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条 ①売買の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の1番は可決されました。

続きまして、農地法第5条 ①売買の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条①売買の2番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、資材置場用地です。

資力及び信用については、申請に係る農地は、以前より金物工場が建っており、その跡地を資材置場として令和元年より使用貸借しているもので、農地であるとの認識がありませんでした。今後は法令等を順守し二度とこのようなことがないように十分注意する旨の顛末書が添付されています。

申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、譲渡人と同一であり、問題となる点は認められません。

計画面積の妥当性については、農地以外の土地を含めた計528㎡の敷地に、足場材や木材などを保管する資材置場として用いる計画であり、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、既存の設備を用い、オーバーフロー分を前面道路側溝に放流する計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の2番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条 ①売買の2番につきましては、申請地は、谷津集会所の南東、市道宝田台原親作線の北側に隣接する農地で、現況は既に資材置場として使用されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上です。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条 ①売買の2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条 ①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条 ①売買の2番は可決されました。

続きまして、農地法第5条 ①売買の3番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条①売買の3番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅用地です。

資力及び信用については、融資見込証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

行政庁の許認可等の見込みについて、都市計画法につきましては、近日中に許可申請書が提出される見込です。

申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、譲渡人と同一であり、問題となる点は認められません。

計画面積の妥当性については、農地以外の土地も含めた約499平方メートル、宅地有効面積約435平方メートルの敷地に、建築面積約70平方メートルの専用住宅及び建築面積約36平方メートルのカーポートを設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、浸透柵を設置し、敷地内処理とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の3番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条 ①売買の3番につきましては、申請地は、公津公民館の西、国道464号を西側に入った農地で、現況は耕作されておらず、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上です。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条 ①売買の3番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条 ①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条 ①売買の3番は可決されました。

続きまして、農地法第5条②使用貸借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条②使用貸借権の設定の1番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地に該当します。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められるため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、営農を継続する太陽光発電施設用地です。なお、この申請は支柱部分のみの面積を3年以内の一時転用扱いとするものです。

申請の用途に供することの確実性について、今回の申請は、一時転用許可を受けて設置した施設の期間を、3年間延長するものであるため問題はありません。

周辺農地の営農への支障について、事業は平成26年から許可を受けて行われているもので、土砂の流出、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。

その他の検討事項について、通常の営農における、平均収量の80パーセントが確保されているかについては、まず、作付け作物については、甘藷を栽培しております。地域の平均的な単収10a当たり2,500kgに対して3,464kgの収量が確保できたことから問題ないと判断しました。なお、審議対象となる営農型発電設備の下部の農地面積については約102平方メートルとなっております。以上でございます。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条 ②使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は、大栄消防署下総分署の西、市道中里名木線の北側に隣接する農地で、太陽光パネルの下部は、畑として管理されていました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上です。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条 ②使用貸借権の設定の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条 ②使用貸借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条 ②使用貸借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、農地法第5条 ③賃借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条③賃借権の設定の1番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、駐車場、普通車9台の用地です。

資力及び信用については、申請に係る農地は、本来許可を得た後に造成すべきところ、許可を得ずに造成し、駐車場として賃貸借したことを深く反省しております。今後は法令等を順守し二度とこのようなことがないように十分注意する旨の始末書が添付されています。

申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、賃借人と同一であり、問題となる点は認められません。

計画面積の妥当性については、駐車場への転用は、普通車1台当たり25から30平方メートルという面積基準があります。有効面積の内1台当たりの面積は約30平方メートルのため、面積基準に鑑みて妥当な計画です。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、敷地内浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条 ③賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、台方公民館の東、国道464号を北に入った農地で、現況は既に駐車場として使用されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上です。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条 ③賃借権の設定の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条 ③賃借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条 ③賃借権の設定の1番は可決されました。以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

退室されていた委員の入室をお願いします。

(藤崎委員 入室)

○議長 それでは、議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 それでは、議案集9ページをお開き願います。

議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、でございます。1件の申請がございました。

本来、農地の地目変更登記手続きに際しましては、農地法による許可書に基づいた転用事実確認証明書を添付しなければ地目変更をすることはできません。今回の申請は農地法の所定の許可を得ないまま20年以上経過し、この間、農地法第51条の規定による違反転用の処分を受けていない土地について、農地法の規定に基づく許可を要しない旨の千葉県知事等の証明を受けようとするものでございます。

1番、川上にお住まいの申請人が、多良貝の畑1筆、1,254㎡を「平成13年から店舗用地として使用しているため、地目変更をしたい」との事由により、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願が提出されたものでございます。証明願には、20年以上前に撮影（平成13年10月2日撮影）された航空写真が添付されており、この間、農地法第51条の規定による違反転用の処分は受けておりません。総会資料20ページに案内図、21ページに公図の写しがございます。

なお、この証明は、千葉県農地転用関係事務指針に基づくものでございまして、証明の主な目的としましては、本来は、農地法に基づく農地転用許可が必要であるにもかかわらず、許可を受けずに不動産登記法の手続きのみで地目変更がなされることを抑制するため、法務局及び登記官の協力を得て、指導による農地法等の法令遵守の効果を期待するものでございまして、不動産登記法による登記手続の運用を妨げるものではないとされております。

以上で議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 次に、議案第3号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法の規定に基づき、許可を要しない土地の証明願につきましては、申請地は、多良貝駐在所の南西、県道成田小見川鹿島港線の南側に隣接する農地で、既に宅地として使用されておりました。

審査の中で、委員より「今回の証明願は店舗全体無許可での転用なのか」との問いがあり「店舗部分と申請地の内約800平方メートルは平成13年に転用許可を取っており、建築時に全面積を転用してしまったため、今回の申請に至っております。」とのことでした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上です。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第3号を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

続きまして、議案第4号、令和4年度第2次農用地利用集積計画の決定については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、矢崎委員、大竹委員、湯浅委員、小川委員、藤崎明委員は、議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(矢崎委員、大竹委員、湯浅委員、小川委員、藤崎委員 退室)

○議長 それでは、議案第4号、令和4年度第2次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集10ページをお開き願います。議案第4号、令和4年度第2次農用地利用集積計画の決定について、でございます。

成田市長より農業経営基盤強化促進法第18条の規定により11ページ記載のとおり、令和4年度第2次農用地利用集積計画(案)の協議がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、12ページから15ページの総括表により、ご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表につきましては、16ページから38ページをご覧ください。

それでは、12ページでございます。1. 利用権設定、すべて賃借権でございます。

契約期間3年のものが、28,936.44㎡、田11筆2件、18,459㎡、畑は9筆2件、10,477.44㎡で、詳細は16ページの1番から4番でございます。

契約期間4年9ヶ月のものが、2,806㎡、田1筆1件で、詳細は16ページの5番でございます。

契約期間6年のものが、6,634㎡、畑5筆2件で、詳細は16ページの6番から17ページの7番でございます。

契約期間10年のものが、12,092㎡、畑8筆2件で、詳細は17ページの8番から9番でございます。

合計の契約面積は、50,468.44㎡、田12筆3件、21,265㎡、畑は22筆6件、29,203.44㎡でございます。

内訳につきましては、すべて再設定でございます。

議案集13ページをお開き願います。2-1.集積計画一括方式による利用権設定、まず使用貸借権でございます。

契約期間10年のものが、1,490㎡、畑1筆1件で、詳細は18ページの1番でございます。

続きまして、賃借権でございます。

契約期間5年のものが、1,615㎡、田1筆1件で、詳細は18ページの2番でございます。

契約期間10年のものが、269,543㎡、田222筆54件、258,678㎡、畑は2筆2件、10,865㎡で、詳細は18ページの3番から27ページの58番でございます。

合計の契約面積は、272,648㎡、田223筆55件、260,293㎡、畑は3筆3件、12,355㎡でございます。

内訳につきましては、新規設定が契約面積55,092㎡、田58筆13件、53,602㎡、畑は1筆1件、1,490㎡、再設定が契約面積217,556㎡、田165筆42件、206,691㎡、畑は2筆2件、10,865㎡でございます。

続きまして、議案集14ページでございます。2-2.集積計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。詳細につきましては、議案集28ページから37ページの農用地利用集積計画一覧表のとおりでございますが、中間管理権に基づく転貸となるため、先ほどご説明いたしました、2-1.集積計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

続きまして、議案集15ページをお開き願います。3.利用権設定、成田国際空港

株式会社所有分農地でございます。

賃借権でございます。

契約期間11ヶ月のものが、11,924㎡、畑3筆1件で、詳細は38ページの1番でございます。

内訳につきましては、すべて再設定でございます。

以上で議案第4号、令和4年度第2次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第4号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(諏訪恵昨 委員の挙手あり)

○議長 諏訪恵昨委員

○諏訪委員 小委員長が議事に参与しておりませんので、第3小委員会のメンバーである私が小委員長に代わりまして報告いたします。

議案第4号、令和4年度 第2次 農用地 利用集積計画の決定につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、令和4年度 第2次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

退室されていた委員の入室をお願いします。

(矢崎委員、大竹委員、湯浅委員、小川委員、藤崎委員 入室)

○議長 次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集39ページをお開きください。

報告第1号、専決処分について、でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により専決処分をいたしましたので報告いたします。議案集40ページでございます。

①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。4件の届出がございま

した。この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

続きまして、議案集43ページをお開きください。

②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出でございます。1件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

続きまして、議案集44ページでございます。

③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出でございます。3件の届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

以上で報告第1号、専決処分について、を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 報告第1号 専決処分につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

それでは、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集45ページをお開きください。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

12件の通知がございました。借借人及び貸借人双方の合意に基づく貸借借契約の合

意解約通知でございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、和解の仲介結果について、を議題とします。仲介委員より報告をお願いします。

(森川委員の挙手あり)

○議長 森川委員

○森川委員 仲介委員を代表して報告します。令和2年10月26日付けで、和解の仲介申立書が提出され、桧垣委員、矢崎委員、私の3名が仲介委員として、同年12月16日から仲介に着手いたしました。

これまで、申立人及び相手方から、それぞれ経過や意見などを聴取して和解案などを提示いたしましたが、当事者間で合意が成立する見込みがありませんでした。

つきましては、本年3月15日付けで、本件、和解の仲介を打ち切りましたので報告いたします。以上です。

○議長 仲介業務、大変お疲れさまでした。報告第3号を終了させていただきます。

それでは、報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 それでは、議案集51ページをお開きください。

報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、でございます。2件の届出がございました。

①千葉県農地転用関係事務指針の規定による、軽微な農地改良の届出が1件ございました。この届出は、従前と同等以上の土砂を用いて農地に盛土を行う場合の届出で

ございますが、高さは1 mを超えない、面積は5 0 0 m²未満、事業期間が3か月を超えないなどの要件がございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

②農地法施行規則第5 3条第1 4号の規定による届出といたしまして、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置が1件ございました。携帯電話無線基地局設置に伴う届出でございまして、添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第5号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集5 2ページをお開きください。

報告第5号、農地等の現況に関する照会について、でございます。

①法務局の照会分として、千葉地方法務局成田出張所より7件、香取支局から1件、合計8件の農地等の現況に関する照会がございました。

運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で報告第5号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(矢崎 小委員長の挙手あり)

○議長 矢崎 小委員長

○小委員長 報告第5号 農地等の現況に関する照会につきましては、質問等は、ござ

いませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。
(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第5号を終了させていただきます。
以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。
長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。
これを持ちまして、第22回成田市農業委員会総会を閉会いたします。
(閉会 午後2時50分)

上記のとおり会議次第を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年4月11日

議事録署名人
